

事務連絡  
平成22年9月15日

ロシア向け輸出水産食品施設登録者  
ロシア向け水産食品輸出者

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
水産庁漁政部加工流通課

#### ロシア向け輸出水産食品の商標記載事項の変更について

今般、ロシア連邦動植物衛生監督庁より、ロシア連邦の衛生一疫学規則及び規格において、水産物の安全に対する以下の追加的措置が導入され、2010年10月1日以降ロシア連邦に搬入される貨物について適用される旨の通報がありましたのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、事前にロシア連邦動植物衛生監督庁、ロシア側の税関及び輸入業者等に十分ご確認の上、輸出を行うようお願いいたします。

#### 記

1. 水産物の消費者向け容器・包装に記載される「商標」には、以下の水産食品グループ別に追加情報を含めなければならない。

(1) 冷凍水産物

(a) グレージング：正味重量は、氷の膜の重量を除いたものを表示。

(b) 冷凍水産食品からの製造品：再凍結されたことを表示。

(2) 塩蔵・酢漬の冷凍された水産物

『Замороженная продукция』（『冷凍食品』の意）を表示。

2. すべての冷凍水産物は以下の基準を満たさなければならない。

食用添加物を用いて魚のフィレを加工する際、氷の膜を外した後の水分含有量は、フィレ重量の86%を超えてはならない。冷凍水産物に付着する氷の膜の重量につき、グレージングされた冷凍水産物重量と比して、魚から製造された水産物については、5%、エビから製造されたものは6%をそれぞれ超えてはならず、その他の水棲無脊椎動物、水棲ほ乳類、藻類、その他の水生生物及び植物については、それぞれ8%を超えてはならない。

注意：本件は、輸送用パッケージへの貼付が求められている「標章」に関する変更ではありません。

連絡先

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

担当：松岡、前川

電話：03-5253-1111（内線2473、2490）

FAX：03-3503-7964

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：安養寺、横内

電話：03-3502-8111（内線4539）

FAX：03-3501-2685

水産庁漁政部加工流通課

担当：和澤、高松

電話：03-3502-8111（内線6610）

FAX：03-3591-6867